

平成29年度越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会及び
第3回児童福祉専門分科会会議録

【会議概要】

1 日時：平成29年9月27日（水） 10時から11時50分まで

2 場所：市役所本庁舎5階第1委員会室

3 出席者等：

(1) 出席委員

①障害者福祉専門分科会委員（11名）

高野淑恵委員、佐藤勝委員、阿保裕子委員、佐藤浩二委員、岩本敏英委員、小柳ユミ子委員、新美由美子委員、朝日雅也委員、猪股拓美委員、三田寺しず江委員、門間愛委員、

②児童福祉専門分科会委員（8名）

竹村厚子委員、佐藤勝委員、會田容子委員、渡辺寛子委員、中台正弘委員、長友祐三委員、櫻井慶一委員、久保信一委員

(2) 欠席委員

①障害者福祉専門分科会委員（6名）

松田繁三委員、岡野昌彦委員、宮下昭宣委員、松村敦夫委員、市村洋子委員、瀬戸光子委員

②児童福祉専門分科会委員（7名）

松本實委員、大村純一郎委員、大西孝一委員、鈴木実委員、市村洋子委員、遠藤和幸委員、清水孝代委員

(3) 事務局（19名）

立澤福祉部長、渡邊子ども家庭部長、島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長(兼)福祉推進課長、藤城子ども家庭部副部長(兼)青少年課長、小野保健医療部副参事(兼)保健総務課精神保健支援室長、山元障害福祉課長、関根子育て支援課長、福岡子育て支援課調整幹(兼)児童発達支援センター所長、田中障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、中村子育て支援課副課長、小抜子育て支援課副課長、山田障害福祉課主幹、小林障害福祉課主幹、小西障害福祉課主幹、福田障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事、萩谷障害福祉課主事

4 傍聴者：3名

5 次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

① 第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画の素案について

3 その他

4 閉会

6 会議資料

・ 次第

・ **資料1** 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度) (素案)

・ 越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

・ 越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

・ 事務局職員一覧

・ 席次表

【内容】

1 開 会

司会より会議資料の確認が行われた。

障害者福祉専門分科会委員総数17名のうち11名が、児童福祉専門分科会委員総数15名のうち8名が出席されたため、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立する旨の報告があった。

——朝日雅也分科会長あいさつ——

朝日 雅也 委員： おはようございます。ご紹介いただきました朝日でございます。本日も2つの分科会の合同分科会で審議をしていきたいと思っております。

昨日、東京都内のある区の障害者施策推進にかかわるシンポジウムに出席いたしました。神戸さんという毎日放送の自閉症のお子さんがいらっしゃる方の基調講演と、それに付随してのシンポジウムということで、その区の障害者施策を進めていくための議論をする機会がありました。夜間にもかかわらず、200名ぐらいの方がお集まりになって、そこで感じたのは、今「我が事・丸ごと」という国の施策の構成が出ていますけれども、我が事と思うためにはその障がいの有無に関わりなく、こういうテーマを市民が

いかに共有していくか。そこの基盤があって、具体的にさまざまな施策、計画が載るのではないかということを実感しました。

何を申し上げたかったかと言うと、やはり Face to Face でこの計画のあり方について、さまざまな立場から議論を深めて、積み上げて、今日は越谷市民全体からすれば、委員を務めていらっしゃる皆さんという数になりますが、そこを核として、いかに広げて、みんなのものにしていくということが大事だと改めて感じました。そういう思いを持って、本日の合同分科会を進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

朝日雅也障害者福祉専門分科会長が議長として議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、承認された。

——傍聴者の入室——

2 議 事

(1) 協議事項

①第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画の素案について

議 長 : 本日の議事は「第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画の素案について」の協議事項となっております。よろしくお願ひいたします。

協議の進め方でございますが、前回の会議で第1章から第4章まで計画全体につきましてご協議をいただいておりますので、それを踏まえて、事務局で修正した素案につきまして、特に大きく変更された点に焦点を当てて説明をいただき、そのあと各章ごとに皆様からご意見をいただくというかたちで進めていきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、事務局からご説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局：《資料に基づき説明》

資料1 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度) (素案)

議長：ありがとうございます。先ほどお話ししたように、各章ごとに順次、皆様からご質問やご意見をいただきたいと思えます。前回の協議から変わったところを中心にお話をいただきましたが、あらためてお気付きの点を審議してまいりたいと思えますので、ご意見ご質問をいただければと思えます。

それでは、第1章「計画の策定にあたって」ですが、具体的にはご説明がありましたように、第1章は1ページから4ページまでとなります。こちらにつきましてはいかがでしょうか。計画の性格、位置づけ、あるいはその期間などについて記載している章でございますので、こちらにつきましては確認をしたということで進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、第2章になります。「計画の目標」についてでございます。5ページ以降になりますが、この点についていかがでしょうか。

委員：2つ質問をします。7ページ、下から2行目の「基幹相談支援センター」の位置づけですが、これは既存の相談支援事業所の上位に来るのでしょうか、位置づけについての質問です。

もう1つは、11ページ、前回、地域包括ケアシステムの圏域というお話があったと思えます。今回の計画素案では「圏域」の言葉が消えているのですが、学区の圏域、医療圏域等の話が前回あったと思うので、そのお考えについてもう一度教えていただきたいと思えます。よろしく願いします。

議長：ありがとうございます。このことに関連するご質問、ご意見等があれば付け加えていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。それでは、基幹相談支援センターの

位置づけと地域包括ケアシステムの構築は、そもそもその圏域をどう捉えているかということによろしいですね。では、事務局から順次お願いします。

事務局： まず、基幹相談支援センターの位置づけですが、越谷市では相談支援事業所の再編ということで、越谷市を4つの地区に割ってそれぞれに委託相談支援事業所を設置して、均等に全障がいに対応した相談支援を提供できるようなかたちをとりたいということで、現在検討しているところがございます。基幹相談支援センターというのは、相談支援事業所のリーダーのような存在として、相談支援事業所に専門的な指導などをする立場になります。まずは、今ある相談支援事業所の再編をしっかりと固めて、それからどこに基幹相談支援センターを置くのが越谷市にとって一番適しているのかということについて検討させていただいて、それから基幹相談支援センターの設置に向けて具体的に検討させていただきたいと考えております。ご理解いただきたいと存じます。

それから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、障害保健福祉圏域ということで前回はお話しさせていただいたかと思えます。障害保健福祉圏域につきましては、埼玉県で協議の場を設置するというところで、各市町村については、まずは市町村での協議の場を設置するように目標を定めることとして、国・県から考え方が示されておりますので、今回の計画素案では、市町村の協議の場を設置するという部分を目標として掲げさせていただいております。

議長： よろしいでしょうか。そのほか、第2章につきまして順次ご質問ご意見をいただきたいと思えます。

委員： 10ページの「成果目標の設定」ですが、表2-1の計画の数値はどのように進んでいるのかということと、「越谷市においては、実績等を勘案し、目標値を設定しない」と書いてありますが、なぜ設定しないのかを詳しく教えてください。施設入所者数について「設定なし」とな

っていますが、私は設定してほしいと思っています。私も施設に12歳から18歳までいた経験があって、嫌な思いをしてきているので、そういうことも考えていただいて、設定してほしいです。

議 長 : ありがとうございます。施設入所者の地域生活移行に関する目標の部分ですね。関連するご質問ご意見等ございます。よろしいでしょうか。

まず実績というのは直近の現計画での実績ということですがよろしいですか。そのうえで、目標値を設定しないということについての考え方をもう一度確認したいということですね。事務局から順次、よろしいでしょうか。

事 務 局 : 施設入所者の地域生活移行に関する目標についてでございますが、他の項目については、基本的にはこの障がい福祉計画策定の際には国の基本指針に基づいて、国の定めた目標値に沿うように設定させていただいております。この施設入所者の地域生活移行に関する部分については、越谷市の実情としてやはりまだ施設入所の待機者が多くいらっしゃることや、親亡き後の課題が残っていることから、国の目標値までは難しいだろうと考え、越谷市は若干下げた目標にしています。

施設入所者数の設定をしていないということにつきまして、この目標値は、国の基本指針では、施設入所者数を減らしていくという目標を立てなさいということが主旨ですが、越谷市においては、やはりまだ徐々に増加しており、待機者も多いということで、越谷市では施設入所者を減らす目標は設定できません。埼玉県と同様に越谷市でも、この施設入所数の部分は設定していないということでご理解いただければと思います。

議 長 : 現計画における実績の部分について、改めてご教授いただけますか。

事 務 局 : 実績につきましては10ページの表2-2に記載しておりますとおり、地域生活移行者数が、平成27年度は2人、

28年度が1人、29年度は見込ですが2人ということで、施設入所者数が平成27年度は213人、28年度が221人、29年度は同様に見込ですが226人ということで徐々に増加傾向にあります。

委員：施設入所者数に関してですが、どうすれば目標を設定できるようになるのでしょうか。

事務局：施設入所している方を減らして地域移行する方を増やさないというのが国の考えですが、まだまだ越谷市の実情としては施設入所の待機者数などの課題が残っておりまして、施設入所者数が減少傾向にはありません。これから地域移行を可能な限り進めていく中で、施設入所者数が減少傾向に向かえば、目標値は設定できると思います。現状ではまだ設定はできないと考え、このように示させていただきました。

議長：いかがでございますか。極めて重要なご指摘だと思いますので、委員の皆様方からそれぞれのお立場からお考えがもしございましたら、この際ぜひお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：意見ですが、実績として平成27年度が2人、28年度が1人、29年度の見込みが2人ということですが、地域に帰って一人暮らしをしたいという潜在的な希望を持っていらっしゃる方もいると思います。越谷市は実績を踏まえて、さらに増やしていくという気持ちがあるという意味で目標設定するという考え方もありますが、いかがですか。

委員：7ページの③「グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備」の2行目に「入所等から地域生活への移行を図るとともに」とあります。先ほどから、地域生活移行というと入所施設からの移行ということがかなり聞こえてくるのですが、知的障がい者の場合、生まれてから成長し、成人になる、その生活の全部を家族の問題として捉え

てきたという長い歴史があり、今ようやく共生社会ということで家からの地域生活移行ということも私たちは考えているのですが、それが計画の中に大きな目標として全く出てきていないのはなぜなのかお聞きしたいです。それから、家からの自立をどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

議 長 : ありがとうございます。関連するご意見ご質問はございますか。それでは事務局から順次お願いしたいと思います。

事 務 局 : 地域移行に関しては、今回国の基本指針で、この10ページに関しましては、施設入所者の地域生活移行に関する目標値ということで限定されている項目でございますので、このようなかたちで設定をさせていただいております。

議 長 : 確かに項目としては施設入所者からの地域生活移行という項目だと思いますが、委員の皆様のご発言に共通するのは、そもそも地域生活移行がどういう条件整備で行われているかがあって、そのうえで実績なり実情なりに合わせた移行の目標値を最終的にどう立てるかはいろいろな観点から議論が必要だとは思いますが、地域生活移行、地域生活を支える仕組みがどのように展望できるかが、3人の委員さんのご発言の共通基盤のような気がします。

整理すると、地域生活移行者数の目標値は国の水準よりは低く設定してある。もう1つが、現行計画の年度末における施設入所者数は実績としては徐々に増えてきている傾向があるので、そこは目標を設定しないとありますが、設定したほうがいいのではないかというご意見がありました。そしてもう1つは、施設入所にかかわらず、家庭から年齢に応じた地域生活移行のための基盤整備、環境整備まできちんと視野に入れるべきだという意見に集約できると思います。そのうえで、これは実情に合わせて設定すべきではないというご意見があれば、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 : 今、入所施設の待機者は800人から1,000人と

われています。入所施設にいる人は、親御さんがほとんどいらっしやらないとか、そういった方は別としても、地域生活に移行できるけれども移行しない方たちも結構いらっしやるということで、そちらのほうの問題はもちろんあるのですが、現に入所施設にも待機者が多くて入れない、しかし、いつまでも家族と一緒に暮らしていけない。そうしたときに、親亡き後のことを考えると、やはり地域生活に親が活着ている間に移行させないと、今は措置の時代ではないので、何とかしないといけないという思いがものすごく私たちの間にはあるのです。それに関して越谷市で計画の中に目標設定であるとか理念であるとか、そういうものが盛り込まれていないのは少し寂しい気がします。その辺りのところをどう考えていらっしやるのかお聞きしたいという意味です。

議 長 : いかがでしょうか。ここまでの議論を踏まえて事務局から越谷市のお考えをご説明いただいでよろしいでしょうか。

事務局 : 先ほどのどうすれば地域生活移行、例えば入所から地域生活へ移行される方を増やせるのかというご質問にも関連するかと思います。やはりそれにはまず受け皿となる居住の場の確保が必要となると考えております。現在の法的な仕組みの中では、もちろん施設入所からグループホームだけでなく、通常のアパートに住んでヘルパーを利用するという単身生活なども地域移行になるかと思いますが、実際のところはやはりグループホームが一つの主な地域生活の移行の場になると考えています。

また、障がい福祉計画上の位置づけは、国が示している基本指針もあり、施設入所からの移行の受け皿のようにグループホームを捉えてしまいがちですが、実情としては在宅で生活されている方が何らかの事情があつて家庭での生活を維持することが困難になり、グループホームに入って引き続き地域で生活するという、私たちはどちらかという地域生活の継続というほうが言葉として合っているかと思つているのですが、そういった需要も最近増えているということは、市のケースワーカーの相談業務や引き受けて

いる事業を通して、把握しているところでございます。

ただいまのご指摘は、国の基本指針にあるような入所者の受け皿としてのグループホームのことが記載されており、入所されている方だけでなく、在宅にいる方たちがそのまま引き続き越谷市で安心して暮らしていくための受け皿としてのグループホームの整備の必要性について、計画上の記載が不十分だというご指摘だと受け止めています。

今すぐこの場でどこにどのように表記するというお答えはできませんが、今日いただきましたご意見はご意見として承らせていただきまして、例えば7ページの「地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります」と記載している部分で、表記の追加ができるかどうか、あらためて検討させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 : よろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。

委 員 : この項目の中に、地域生活移行と同じような意味で「地域生活支援拠点」という言葉が入っていますが、今、各地に地域生活支援拠点ができてきています。面的整備なのか拠点的整備にするのかというところも非常に大きな課題になってくると思います。地域生活移行の定着場所としての地域生活支援拠点とは、またそれは意味が違うと思いますので、地域生活支援拠点はまた別の項目で記載したほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 : 7ページの③に「地域生活支援拠点の整備に向け、検討します」とありますが、そもそもその地域生活支援拠点をどのように位置づけて考えていくのかというところではありますが、この点については事務局、いかがでしょうか。

事 務 局 : 地域生活支援拠点の整備についてでございますが、この7ページでございます「地域生活支援拠点の整備に向け、検討します」という文言は計画の基本目標ということでさせていただきます。そのあとに具体的に12ページの(3)に「地域生活支援拠点等の整備」ということで、

これも国の基本指針で目標を定めることとなっている項目となるのですが、平成32年度までに整備をするということで目標値を掲げさせていただいております。具体的な整備方法等につきましては、これから検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

議 長 : よろしいでしょうか。地域生活移行を進めていくための機能と、地域での生活を継続していくための生活を支えていく機能が想定されますが、そのあたりの機能についてもこれから検討していくという理解だと思っておりますが、よろしいでしょうか。

10ページの施設入所者数の目標設定のところですが、国の指針はこうです、しかし県は待機者等の実態を踏まえて違う目標を立てる、です。越谷市も目標を設定しないということです。皆さんの思いを代弁させていただくと、目標の考え方の「設定なし」の部分について、越谷市の姿勢が見えてこないのではないかと思います。実績というのは良い実績もあるし悪い実績もあるので、それをどのように評価するかというのはやはり1つの考え方が出てくるので、仮にこの現行案でいくとしても、ここの目標の考え方が、さっきも言いましたけれども当事者である方は比較的何を意味しているのかわかるのですが、やはり児童も含めて市民全体のものとして考えたときに、「実績等を勘案し、目標値を設定しない」というのは真意が通じてこないのではないかと思います。実績をどのように評価し、それに基づいてどのような考え方でいくのかを少なくともここで明示することで、さらに議論を引き起こしていくことが大事なのかなという気がします。

待機の実情に即していくのであればやはり難しいですねという考え方もあるかもしれませんが、そもそも待機させている実情、そこに出てこない、今は自宅で暮らしているけれども、そのあとどうするのか、どうやって地域生活を確立していくのかというニーズです。なかなかこの2行の文言だけからは見えにくいところがあるので、このあたりをきちんと明示していくことが必要ではないかと、皆さん

の雰囲気をもとめているところですが、いかがでしょうか。

ですので、ここで設定するかしないかは直ちにはなかなか決を採るのが難しいのですけれど、少なくともそういう説明が必要ではないかということで、私からもご提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご発言いただいた委員の皆様、よろしいですか。それでは、この第2章につきまして、ほかのご質問ご意見はいかがでしょうか。

委員： 基本的なことをお伺いするので恐縮ですが、今回の越谷市の障がい福祉計画と障がい児福祉計画を合わせて一体的に位置づけようという話はわかるのですが、最初の第1章で、それだけではなくて高齢者保健福祉計画とも関連して位置づけるようなご説明があったような気がします。第2章以降の計画のどこを読んでも高齢者に対してどういう視点で、この計画の中に取り入れているのか、よくわからないので、恐縮ですがご説明していただけるとありがたいです。

議長： ただいまのご意見の中には、障がいがあって高齢期になる方のことも含まれているのでしょうか。それとは別に、現行の高齢者保健福祉計画との関連ということでしょうか。

委員： 高齢者保健福祉計画の中身を存じていないのでピント外れなことを言っていると思うのですが、障がい者の対象に難病の方も含まれると書かれてあったので、当然若いときからそういう状態で高齢者になった方もいらっしゃるでしょうし、高齢になってそういう難病を罹ったという方もいらっしゃると思うので、今の議長の質問に対しては両方です。

議長： 両方ですね。ありがとうございます。それでは事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局： 今回のこの障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に策定するということに関しましては、障害者総合支援法

及び児童福祉法において、一体的に策定してもよいという規定がありまして、越谷市としては一体的に策定したほうがよいだろうということで皆様にご協議をいただいているところでございます。

高齢者保健福祉計画の関連ということですが、あくまでも障がい福祉計画・障がい児福祉計画が今回の計画ということで、3ページをご覧いただければと思います。(2)「計画の位置づけ」ということで、様々な計画がございますが、このようなほかの計画とも整合を図りながら策定していくということで進めております。この計画の中に高齢者の話を盛り込むということではなくて、ほかの計画とも整合を図りながら策定をしていくということで進めさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

委員：障がい児福祉計画をここに位置づけるということは非常に重要なことで、おっしゃるとおり、基本目標の(3)にも明示されていますし、計画の個々の中にも入っているので、それはよくわかりますが、高齢者という視点でこれから何か考えておかないといけないと思います。もちろん障がいのある方に対してどういったサポートができるかというのはものすごく重要となりますが、高齢者でそのような状態になる方のほうが多くなるのではないかなということが気になったので申し上げました。

議長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

副議長：これは趣旨が違うというように思われるかと思うのですが、5ページの「基本理念」のところの中身を考えたときに、これを進めていくということにはもちろん法的な障害者総合支援法や児童福祉法の改正を受けてということもあるのですが、これが越谷市の計画であると考えたときには、この考え方は自治基本条例に基本的に入っている考え方なわけですね。それが障がい者の参加や共生社会という言葉になって関連があるわけですので、どこかに1行、基本理念のところ、冒頭のところかもしれないですけど、入れていただけないかなというお願いです。

議 長 : もちろん法の根拠に基づいて計画策定しているけれども、自治基本条例で示された方向性を踏まえて、理念としては、その上位概念と言っていいかどうかわかりませんが、言い換えれば障がいがある、ないの前に越谷の市民であるということを考えたときに、その基盤となる考え方を示したうえで、この各論に導くというご趣旨ですね。これについて何か事務局からご説明等ございますか。

事 務 局 : 副議長から自治基本条例の考え方をこの基本理念の(1)の前に示すべきではないかというご提言をいただきました。自治基本条例につきましては、市民協働のまちづくりを進めるということで、国が示している地域共生社会の創造に向けてということと同一にするだろうと思いますので、既に越谷市が自治基本条例、さらには第4次総合振興計画で人間尊重と合わせて市民参加も含めて、市民協働あるいは地域共生というコンセプトを示しております。記述を少し工夫できないかというご意見ですので、これは持ち帰らせていただいて事務局で検討させていただきたいと思います。

議 長 : ほかにいかがでしょうか。それでは、計画の目標については、一度ひとまとめさせていただきまして、お気付きの点があれば後ほどご指摘いただければと思います。

第3章「サービスの見込量と見込量確保のための方策」に移りたいと思います。こちらはボリュームが大変ございますが、順次、ご意見ご質問をいただきたいと思います。

委 員 : 32ページに該当するかと思いますが、移動支援に関してです。私は越谷市民としてふだんいろいろ地域の様子などを見たり聞いたりしている経験からです。1つは、新方川から越谷特別支援学校に行くところに橋があります。その橋のところの勾配がかなり大変で車いすの方や電動車いすの方が歩行者側を通っています。歩行者側が、その橋を渡るときに、私が知っている人は自転車で転びまして怪我した人もいます。いつ頃かわからないのですが、今年の越谷特別支援学校の運動会を見に行ったときに、その卒業

生かOBの方か、関係する方か、もう成人になられている方々が複数人でそこを通過している様子を見かけました。気がついたら、勾配が解消されていました。つまり勾配の角度がより緩斜面にしてあったということです。そうしてみると、たぶん随所にといいか、あちこち見ていませんけど、歩行者あるいは歩道を利用する人たちのための勾配が結構きつところがあってかなり危険ですが、そういうことがあったので、私としては評価したいと思っています。どこの管轄かわかりませんが、そういうことで一つ一つ工夫がなされているということについてとても良いことだなと思いました。それが1つです。

もう1つは、北越谷から老人福祉センターに行くバス路線の途中に東大沢付近を通る、川沿いの路線があるのですが、鷺高第五公園の辺りですが、そのバス停が狭くてかなり危険です。私もバスを利用したことがあったのですが、そのバスを降りたときに、バスがそこにまだ発車せずにいるわけですね。その狭いところを通過するわけです。つまり福祉センターのいろいろな企画や行事を見ていると、高齢の方々が福祉センターの行事を楽しみにしている方々がたくさんいらっしゃると思いますが、そういう方々が移動するときの路線バスのバス停の状況がよろしくないのではないかと思い、少し残念に思っています。その話は既にどこかでなされているのかもしれませんが、所管がどこかわかりませんが、越谷市内でも実際にそういう状況があるということについての認識をお互いに持ちたいと思います。

例えば「移動支援事業」、ここに「外出の際の移動を支援します」と書かれていますよね。いずれにしても、これが方策として具体化していくわけですね。ですが、そういう論議を進めていく過程において、そういう点についてのチェックといいいか、そういう点について加えていただければよいかということが私の意見です。

議 長 : 移動支援事業に絡めて環境整備の実情をお話いただいたということだと思います。計画の役割分担としては障がい者計画のバリアフリー環境の整備というところで、その数値目標に、今の橋あるいは公共交通機関の利便性の部分

についてどういう設定をされていたかわかりませんが、そちらで当然、移動支援の基盤となる環境整備はあると思います。ご意見ということでよろしいですか。ご意見として承ります。第3章関係でいかがでしょうか。

委員： 28ページの真ん中ぐらいに「成年後見制度法人後見支援事業」という項目がございます。これから先、高齢者にしても障がい者にしても、成年後見制度というのは非常に重要な意味を持ってくると思います。国でも今年度、利用促進法を制定してもう少し利用できるよということを書いていましたが、その議事録とかを見るとあまり後見報酬のことに触れていません。なぜ後見制度が促進されないか。その一番の理由は後見報酬が払えない人が大変多いからです。年金だけで所得保障されている重度の知的障がい者の場合、入所施設、グループホームを利用して残ったお金では後見報酬が支払えません。これは何らかの国や市の補助がつかないと進んでいけないと思っておりますが、予算の問題ですので、それはこの場でというよりも、どこかで考えていただきたいという意見です。

それから、今、本人の意思決定支援が大変言われています。このページにも「意思疎通支援事業」があるのですが、ほとんどが手話通訳、要約筆記に限られてしまっていて、知的障がいの方あるいは精神障がいの方の意思決定支援をどのようにするかということが漏れている気がします。これもぜひ考えていただいて、何らかの方法を模索していく、モデル事業やガイドラインでも構いませんが、そういうものが必要になってくると思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

議長： 関連するご意見はございますか。

委員： 今、成年後見制度について出たのですが、以前、私もお話ししたことがあるのですが、市民後見人をやらせていただいている立場としまして、私が実際にかかわっている方は50代の知的障がい者の方です。この市民後見人というのはご存じの方もいらっしゃると思いますが、成年後見セ

ンターこしがや、社協さんと一緒にやっているという制度で、財産管理はこの成年後見センターこしがやが行っており、私どもは主に身辺監護といたしますか、例えば、その方は通所の作業所に行っていますので、そちらに行つて関係者の方とお話しして、「最近ちょっと不安定になったよ」とか「食事管理がちょっとこうだよ」とか、あとは衣服の調整とか健康管理をしています。

今、確かに成年後見制度の中で経済的な面は、専門家がやっておりますので本当に月1回の財産の管理とか、そんなことしかしないという不満も私どもには入ってきます。この市民後見人ということをもう少しPRして、あまり全国的にもこの制度はやってなく、越谷は割と先駆的ですので、もう少しPRが必要ではないかと常日頃考えております。

委員：先ほど意思疎通支援ということを知覚障がい・精神障がいにもというお話がありました。意思疎通、手話や要約筆記が重要だと思いますが、視覚障がい者の立場からすると、ホームからの転落事故、最近そういう面で移動に困難をきたす人たちの生命にかかわるような、視覚障がい者に対する手を差し伸べるという考えから言うと、以前は社協で点字講習会、手話講習会を例年やっていただいたと思います。手話講習会は実情として集まりにくいということがあって、私としては「いつやりますか」と問合せのですが、やる見通しが立っていないという面もあります。

視覚障がい者に対して、こういういろいろな転落事故、死亡事故が頻発している現状、市民の方もどうやって声を掛けたいのだろう、何をしたらいいのだろう、何もわからない。歩いている人に声を掛けたら迷惑なのではないかということで、どうしていいかわからない市民の方がたくさんいらっしゃると思います。自治体によっては社協が中心となってガイド方法の講習会を積極的にやっているところがあるので、ぜひ社協でやっていただきたいと思います。私は昔1回社協さんでやったのに出たことがあるのですけれども、そういう意味で市民の少しの声掛けで救われる視覚障がい者がたくさんいらっしゃるのです、そういうこ

とを広く知っていただくための努力はやはり、意思疎通も大変重要ですが、視覚障がい者は少しの間違いで生命の危機ということも簡単に起こり得るので、福祉の立場から市民の知識の底上げができるような講習をやっていたきたいとお願いしたいと思います。

議 長 : ありがとうございます。成年後見と意思疎通支援に焦点を当てたご意見が集中しておりますが、ほかに何かございますか。後見にかかわる報酬の支援の仕組みをここに書き込むということではなく、こういう成年後見制度活用の支援事業を行うというところでは当然そういうことも視野に入れて対応していくべきという意見でよろしいですね。

それから、意思疎通支援と意思決定支援ですね。例えば意思決定をするためにももちろん意思疎通支援が必要です。しかし、意思疎通を進めるための事業の中だけで意思決定支援が行われるわけではない。例えば日々の福祉サービス事業所の中でも、当然意思決定についてきちんと支援していく必要があるということなので、このあたりはそれぞれの機能を明確にしながら、進めていく必要があるかと思えます。

ここはどうしても障がい福祉計画になりますので、事業ベースで書いてあって、もしかすると障がい者計画の中で具体的に事業としてちょっとしたお手伝いをしましょうということではなく、市民の理解の延長線の1つの活動としてやっていくという整理も必要なのかもしれません。ほかはいかがでしょうか。

委 員 : 22ページの「日中活動系サービスの見込量」の「就労継続支援（A型）」ですが、前ページの数字が200で、平成30年度の見込量がプラス80で280、翌年がまた130プラスで410、32年がプラス170で580という数字が出ています。この見込みの数が非常に高い設定になっているのはなぜでしょうか。これは事業所が増えるということでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議 長 : 他の関連する福祉サービスと比較して、就労継続支援（A

型)の見込みの伸び率が高いということですね。その背景と理由について事務局からご説明をお願いします。

事務局： 就労継続支援（A型）の事業見込みの数値の出し方ですが、まず就労継続支援（A型）の事業内容を簡単にご説明させていただきます。企業等に就職、就労することが困難な障がい者の方につきまして、雇用契約に基づいて生産活動その他就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練等を行う事業となっております。

この見込みの数値ですが、まず21ページの実績を見ていただきまして、お話しいただきましたが、年々増加をしております。この背景といたしましては、事業所の増加はもちろんですが、障がい者の方でも自立を目指す方が増えており、それに伴って就労継続支援（A型）の利用を希望される方が増えているという現状がございます。今年度につきましても、やはり新規の利用を希望される方が増えております。そういったことを踏まえまして、もちろん事業所も併せて増えている状況がございますが、今後もこのような伸び方をしていこうということを見込んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員： 実績を見ると、そんな破格に伸びていないですね。この飛躍的な数字の根拠が、事業所数が増える、利用者数が増えるだけなのではないでしょうか。例えばこれからA型の事業所が爆発的に増えていくということを見込んでのことなのでしょうか。実績の伸びに比べて増加率が非常に高いように思いますので、もう一度お願いします。

事務局： 追加でご説明をさせていただきます。今度は実際の増加率の出し方のご説明をさせていただきます。まず26年度から28年度の実績を見まして、この平均の増加率が2.2倍ですね。その中で事業所のほうの開設も踏まえまして、今後2.2倍ずつで増えていくことは難しいかなということで減らしまして、28年度からの増加率はその7割程度ということで、少し減らして見込んでいます。

事務局： 補足で説明をさせていただきます。確かにかなり増えていくというかたちにはなっておりますが、これは実際に今、山崎副課長からお話がありましたように、実績で平均の増加率を出しまして、その平均の増加率で掛けるというのが通常ですが、今回A型に関しましては省令が改正されて、基準が若干改正されて少し指定を取るための基準が厳しくなりました。それを受けて少し伸びが減るだろうという見込みを踏まえて、若干実績の伸びよりは下げて見込んでいるというところがございます。ですから、かなり伸びてはいますが、今までの実績の伸びに比べると、省令の改正を踏まえて若干減らした増加率で計算をさせていただいております。

議長： 今お話がありましたように、国の動きの中でも、皆様ご存じのように「悪しきA型」の存在、非常に不適切な運営が行われているところが散見されましたので、それに対して全体としては厳しくなっています。また、それぞれの地域特性等があって、A型が増えているところとなかなかそういう機会がないところがあり、越谷は想定を超えて増えてきたのではないかということだと思います。しかし、その中でこれまでと同じ増加率ではいけないので、難しいのは、そのニーズがどれだけあって、そこにサービス量を見込んでいくということよりも、事業所ができるかできないかということですね。それが大きいので、そこはなかなか行政としても見込みが立てにくいというところがあるのではないかと思います。ただ、越谷の日中活動系サービスの見込みの中で、やはりこの計画の中では就労継続支援を充実させていくのか、そのほかのサービスを充実させていくのか。見込量とは関係ありませんけれども、一般の職場で働くような取り組みを充実させていくのか。そういう考え方がどこかに見えると、この部分の説明にもなるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。実はこの合同分科会である意味合いからすると、ぜひとも38ページ「障がい児支援」の見込量と見込量確保のための方策については、今日の段階ではまだご意見等が出なかったのをお願いしたいと思い

ます。

副 議 長 : 38ページのところですが、ご承知のとおり、児童発達支援事業についてもサービスを展開している事業所が山のようになっていますが、こういう言い方は不適切かもしれませんが、質のばらつきがものすごいということで、7月に、保育所保育指針に準じると言うとおかしいですが、ガイドラインが示されたのはご存じだと思います。そのガイドラインに出てくる内容が、これは就学前の子どもを対象にする、基本的にはそういう事業だと思いますが、ここに挙がっている実績や見込みというのは、要はきちんと従来もやっていた法人や市などが関与している、その事業の分に該当するのでしょうか。それとも、今本当に雨後のたけのこのようにできてきて、ガイドラインを出して正しく指導せざるを得なくなってきたというそちらの数値の反映なののでしょうか。

議 長 : こちらにつきましては事務局からお願いします。

事 務 局 : 今回の見込みにつきましては、平成26年度から28年度の実績の平均増加率を基に算定しておりますので、今おっしゃっているガイドラインにつきましては加味していません。確かに現実としてかなり事業所の指定が増えている事実はございます。最近の状況を申し上げますと、放課後等デイサービスも含めてでございますが、8月末現在で43事業所、放課後等デイサービスと児童発達支援の事業所がございまして、平成23年から越谷市では徐々に増えてはきておりますが、平成28年度だけで13事業所増えておりまして、今年度は現時点で4箇所開設しているということで、若干ではありますが、そのガイドラインを踏まえて少なくなってきたと感じます。ただ、実際の見込みにつきましては、これまでの実績を踏まえて算定しております。

副 議 長 : 要するにさまざまな事業所を合計したものだという理解でよろしいですね。

事務局： そのとおりです。

議長： 見込量なので、なかなか見込みの質のところまでは難しいという実情があるとは思いますが、例えば(2)－3「見込量確保のための方策」で「ガイドラインを活用し」ということでガイドラインを理由づけに活用するということはある意味質を担保していくことにつながっていくので、このあたりを、「質の向上が図れるよう」と書いてありますので、具体的にそれをどのように行っていくかというところが大事なところですよ。

ほかに、障がい児支援の部分につきましていかがでしょうか。

委員： 障がい児に限らず児童の発達に関しては、幼児期、それから児童、0歳から5歳ぐらいまでの間の教育や養育、療育といったものが非常に重要な時期だと思います。39ページの放課後等デイサービスの実績と見込量を見ますと、右肩上がりでかなりの数があります。昔に比べれば、親にとっては、家族の支援というものに関しては、それはとてもありがたいことだと思うのですね。

ただ、そこが本当に質と量の関係がきちんとできているかということが問題になってきます。とにかく1ヶ月30日間預けっぱなしで、別にお母さんが働いているわけではなく、入院しているわけではなく、それでも30日間預けっぱなしで、それでちゃんとした発達ができるのだろうかということが非常に私は今不安に思っています。ですので、18歳で特別支援学校を卒業し、通所の事業所に入ってくる子を見て驚いたのは、常に紙おむつなんですね。トイレトレーニングをしていない人がいるのですね。それはやはり家庭で親がやるべきことをやっていない、全部児童デイにお任せになってしまっている。

児童デイの場合は療育というものが必ずなければいけないとなっていますが、立ち上げるのが非常に簡単であり、事業費も生活介護のように2、3ヶ月遅れてくるわけではないので非常に儲かるということを聞いたことがあります。

それで、福祉や障がい児支援であるとか、そういったことを全然勉強していない人が立ち上げる。それで、最初のうちだけそういう療育士がいるのですが、いつの間にかいなくなっている。それで、お散歩をさせるのに、「この子は多動だから危ない」と言って、犬のリードのようなものを付けてお散歩させていて、親が驚いて抗議をしたら、「なんでいけないのですか」みたいなことを言うぐらいに程度の格差があるのですね。

数を増やしていくよりも内容を見て淘汰していくべき時期に入っているのではないかと私は思っていますので、実績・見込量とともに、質を調査していくことも計画の中には必要なのではないかと思います。これは意見です。

委員： 41ページの「障害児相談支援」ですが、通常学級とか通常学校に通っている障がい児の支援をどこでやっているのでしょうか。

議長： ここでは通常の学校に通っていない障がい児の対応ということでしょうか。

委員： あと、学童のことも知りたいのですが教えてください。

事務局： 今のご質問をもう一度確認させていただきたいのですが、41ページ、さっきの放課後等デイサービスの内容ということでしょうか。

委員： 障がい児の相談支援、内容のところですか。

議長： これは例えば放課後等デイサービスも、特別支援学校が終わったあと利用されている方もいらっしゃるし、通常の学校に行って放課後等デイサービスを利用されている方もいらっしゃいますよね。その実態などについてということでしょうか。

委員： 学童に行っている障がい児もいると思いますが、そのことについて教えてもらいたいです。

議 長 : 学童保育を利用されている方の中で障がいのあり、なしはどのような状況かということでしょうか。その場合にどういったかたちで支援が行われているか。いかがでしょうか。

事務局 : まず1問目のご質問、特別支援学級・通常学級に通っている中で、どこで障がい児の相談支援を受けているかというようなご質問かと思えます。これは特に特別支援学級であっても、普通学級であっても、この障がい児のサービスを使うにあたって、いわゆる相談支援事業所で相談を受けられる体制をとっています。もちろん特別支援学級においても専門的な支援や、普通学級においても加配という先生が特別につく支援の仕方がございます。学童保育室につきましては、通常の支援員の配置に加えて、指導員を加配しています。この要件が療育の手帳を持っていることや、専門的な診断を受けた児童さんということにはなるのですが、ただどうしても、いわゆる気になる子といえますか、支援を必要とする子、手帳を所持していなくても、いわゆる多動などの傾向のある子については、その基準を緩和して学童保育室の状況に応じて支援員を加配することによって対応しています。

委員 : 小学校から来ていますので、若干補足をさせていただきます。今ございましたけれども、まず本校は特別支援学級の配置はないのですけれども、普通学級においてもやはり特別に支援を要する児童がおりますので、それにつきましては教育委員会の管轄になりますが、支援員ということで派遣をしていただいて、本校の場合は2名の派遣がございます。

また、41ページの障害児相談支援については、「障害児通所支援を利用する際に」となっているので、ここに入ってくるのだと思いますが、これを離れて一般的な、いわゆる教育相談のようなものについては教育センターを中心にやっていただいております。また、越谷市では通常学級の担任にもそういう特別支援の知識が必要だということで、大学の先生など専門的な知識を持った方を派遣していただ

いた研修の制度なども整っております。

もう1点、先ほどお話が出た、これは補足とは違うのですが、最近はそのサポート手帳をお持ちになる保護者、本人の方もだんだん多くなってきて、こういった支援の事業などの様子が小学校のほうにも伝わりやすくなってきています。いわゆる切れ目のない支援という点では、非常に情報を保護者の方と共有しやすくなっているという実態を近年は感じているところでございます。

議 長 : どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。この障がい児支援だけでなく、第3章全体については、現時点ではよろしいでしょうか。

そうしましたら、こちらについてはご意見も多数いただきましたので、具体的な目標の書き込みや説明については事務局でご意見を踏まえてさらに検討していただくということでまとめさせていただきたいと思っております。

最後に、第4章「計画の実現に向けて」でお願いしたいと思っております。ページ数自体は少なく、42ページからのところでぜひご意見をいただきたいと思っております。

委 員 : 43ページの(4)「権利擁護の推進」の下から2行目「障害者差別解消支援地域協議会」は具体的にどのような内容なんでしょうか。

議 長 : 関連するご質問はございますか。よろしいでしょうか。では、事務局から障害者差別解消支援地域協議会についてご説明をお願いします。

事 務 局 : 障害者差別解消支援地域協議会につきまして、障害者差別解消法が平成28年4月より施行され、この差別解消法の中で、地域における差別の事例に関する解消のための後押しというかたちで各地域におけるさまざまな権限を有する関係機関の方が集まり、紛争の解決に向けた協議を行ったり、事例を共有して今後の対応に向けた対応力を上げていくこと、また差別の解消に向けてどのような取り組みを行っていくことがよろしいのか。そういうことに関する協

議を行う場になりまして、実質的には設置しなさいということで定められているものとなっております。越谷市におきましても平成28年4月1日より、この差別解消支援地域協議会の機能を有する協議会を設置しております。こちらにつきましても、地域における課題等の検討を行う越谷市障害者地域自立支援協議会の専門部会という位置づけで設置させていただいております。

議長： 自立支援協議会の中の機能として位置づけられているということになります。ほかにはいかがでしょうか。それでは、第4章のところもご意見をいただいたということで、全体を振り返って何か言い忘れていらっしゃるかと、あらためてお気づきの点がありましたら意見交換したいと思いますが、何かございますか。

委員： 全体を通してのお話ですが、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に策定するというのが今回書かれているのですが、この計画そのものの流れの中で、基本理念、計画の目標、そういう流れでそれぞれ項目が書かれています。この項目自体が、障がい者の方を指しているのか、障がい児の方を指しているのか、整理がうまくできていないように思います。

例えば「基本理念」でいえば、(2)「障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」と書いてあります。ここはおそらく障がい児の方も含めてというお話だと思います。(4)については、これも障がい児の方も含めてというお話ですね。(3)については、これは障がい児の方は入っていないのでしょうか。(5)は「障がい児」と書いてあります。

それから「基本目標」について、(1)「障害福祉サービスの提供体制の確保」で、これはおそらく障がい者の方で、(3)は障がい児の方というわけですが、(2)は障がい児の方は入っていないということ、相談支援は障がい児の方については必要ないという理解ではないと思います。さらに(3)「障がい児支援」と決めているのですが、その中にあらためて「障がい児」という言葉が使われているという

ことです。例えば⑤です。これは障がい児というかたちで特定しているので、あえて障害児相談支援というかたちではないということですね。その相談支援体制の確保というところは、先ほど言った基本目標の（２）でいけば、これは障がい児の方も入るとのことなので、ここに明らかに障がい児の方を入れないとおかしいという話になっている。その整理についてのお話です。

もう１点は、１１ページのところで、先ほどお話があったのですが、地域包括ケアシステムが入ってくる。その中に障がい者の方も位置づけるとなっているのですが、これが具体的にどのように位置づけるのかということが、そのあとの話でどこにもありません。ここが少し不明確なことです。

もう１点は、さまざまなところの機関との連携という話が出ているのですが、具体的にどのように連携するのかが計画の中には盛り込まれていないので、とりわけ私が気になるのは、先ほどからのお話にあった教育のところとの連携をどう図るのかということです。私は教育の、特別支援学級で最近、いわゆるスクールソーシャルワークの関係でしているのですが、特に特別支援学級の先生方からのお話で出てくるのは、障がい児に対する支援として１つは就労支援、つまり特別支援学級を卒業したあとの就職の支援がなかなか、学校にいるときにやろうとしても教員それと生活支援コーディネーターがやりますが、実際に社会に出たあとに辞めてしまったりとか、そういう状況があって、継続性がないというところが出てきます。教育との連携がすごく大事だと思います。

それからもう１点は、最近学校でも子どもの支援ということで、教育だけの支援ではなくて家族への支援も大変重要だということで、特別支援学級も含めて、そういう話が出ているということです。その辺も含めて教育との支援の連携を計画の中に入れたほうがよいと思います。それらのことについてお答えいただきたいなと思います。

議 長 : どうもありがとうございました。最初には、特に障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体化するという観点から

すると、特に部分になると障がい児計画の見込量というところが出てきますが、そもそもの基本理念や計画の位置づけのようなところでも、それらが一体化しているというところを整合性をつけて表現したほうがいいのではないかとということでもあります。

それから、地域包括ケアシステムということで障がい児者も含めるということですが、この具体的なものが見えてこないのではないかと。さらには連携の具体的な方策について、とりわけ家族支援を含めた教育との連携をどのように書き込むのかということでございます。事務局から順次ご説明をお願いします。

事務局： まず、障がい者、障がい児の表記について、今回この障がい福祉計画・障がい児福祉計画の中では、目次の裏をご覧いただければと思います。この中で表記の仕方として、2個目の※になりますが、「本計画書での「障がい者」「障がい児」「障がい者等」とは、「障がい者」は18歳以上の障がい者を、「障がい児」とは18歳未満の障がい児を、「障がい者等」は18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児をそれぞれ表すものとします」ということで、表記の仕方は整理をさせていただいております。

地域包括ケアシステムですが、こちらは今回この目標として掲げるといところで設定されておりますのが「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」というところで、まずは高齢者の対応等をする地域包括ケアシステム、現在そちらも検討しているところではございますが、そちらの中で精神障がいでも対応できるようなシステムを構築するため、協議する場を設置するというところで、具体的に協議する場をどうするかたちの協議会にするのかはこれから協議をさせていただくことにはなるのですが、その協議の場を設置する中で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というところをまずは協議をさせていただきたいと考えております。

次に、教育との連携についてですが、今回、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という部分に関しては、国の基本指針に沿って進めていくことにはなるの

ですが、この中で市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とするということで掲げられておまして、こちらに基づいて構成メンバーは考えていくことにはなると思います。当然、教育との連携ということも念頭に置かなければいけないと思いますので、そのあたりも含めて検討させていただければと考えております。

議 長 : 最初のところはお指摘があったように、障がい児・障がい者をきちんと年齢で使い分けるということであれば、当然それらが2つ入っているところは、表現は少し難しいので、全部「障がい児者」というのか、「障がい者・障がい児」というように並べるのかわかりませんが、そこがやはり一体化しているところの表現を工夫していく必要があるのではないかと私も思います。

例えば「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく」というときには、これは当然障がいのある子どもも障がいのない子どもも両方入っている。そこをわざわざ「障がいのある大人も子どもも」ということは、この場では書く必要がないと思います。ということで、全体の文脈を通してきちんと使い分けたほうがいいのか。むしろ、ひとくくりにしたほうがいいのか。そのあたりを整理していただくということでいかがでしょうか。

地域包括ケアシステムのところは、実は私も拝見したときに気になっていて、「精神障がいにも対応した」ということは、ほかの障がい、子どもも含めてもうすでに対応しているのだけれども、精神障がいにも対応させていくのか。あるいは、そこもまだ不十分なので、やはり1つの切り口としては精神障がいにも対応するというのも考えると、すべての障がいの種類のすべての年齢層の人たちにも対応できるというように考えていくのか。今お話がありましたように、これを1つの切り口として協議をしていくということなので、そちらに期待をしたいということになろうかと思えます。

それと、教育のところは、かなりご議論があると思いますが、そこをさらに整理して書き込めるところは具体的に

連携の方向性みたいなものを書き込んでいただくということで、よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

副 議 長 : このあとの計画づくりですが、今議長がおまとめくださったとおりですけども、今たくさん宿題というか、見直しや要望が出ていたかと思います。それを反映したものをもう1回ここでやるということはパブリックコメントは11月ということで時間的にできませんよね。となると、よく委員会でやりますが、議長なり副議長に直したものの反映を一任していただくようなことをやらなくていいのかなということですか。

議 長 : ありがとうございます。ちょうど私もご提案させていただこうかと思っておりました。今お話しいただいたとおり、パブリックコメントには委員として意見を出すことはもちろんできるのですが、パブリックコメントの時間的な制約もあろうかと思しますので、今日は多面的なご意見をいただいたので責任は大きいのですが、事務局で、また庁内の検討プロジェクトでご議論いただいて、その成果物、すなわちパブリックコメントに出す前の段階の計画案について、児童福祉専門分科会長にお力添えをいただきながら、この両分科会長で確認をさせていただくというところではよろしければ、ご一任をいただきたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

委 員 一 同 : 異議なし。

議 長 : ありがとうございます。それでは、本日予定された議事については以上とさせていただきたいと思いますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

3 そ の 他

事務局より、次回の会議の日程について、11月下旬から12月下旬までにかけてパブリックコメントを予定しており、その後、年明け1月に合同での分科会を予定しているという連絡を行った。

4 閉 会

——櫻井慶一分科会長あいさつ——

櫻井 慶一 委員： 皆さん、大変お忙しいところをご参加いただきましてスムーズな協議ができましたこと、ご協力ありがとうございました。出された意見は非常に重いものばかりで、これをどのように反映して、あるいはこれをさらに策定・周知していくということも含めてですが、実行していかなければいけないということがあるかと思えます。いずれにしても、私たち子どもの関係の分科会の者としては当然のことですけれども、障がいのある、なしの前にまず子どもであるということが当然のことなので、一緒にやっていただいて、その中で問題を拾っていくという、この方向でやっていただけたことに感謝したい。今日はとても具体的なものがたくさん出され、また同時に課題も残されましたけれども、本当にご協力ありがとうございました。

平成29年度越谷市社会福祉審議会第2回障害者福祉専門分科会及び第3回児童福祉専門分科会を閉会